限定承認公告

本籍香川県高松市栗林町二丁目二〇番、最後の住所香川県高松市栗林町二丁目二〇番一号
被相続人　亡　関　正俊

右被相続人は平成二十七年十二月六日死亡し、その相続人は平成二十八年七月二十日高松家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月一日
香川県高松市東山崎町一九七番地七
限定承認者　村冨　和子

任意清算公告

当法人は、平成二十八年七月三十一日をもって解散し、社会保険労務士法第二五条の二五第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年八月一日
静岡県藤枝市志太三丁目八番二号二階
RitaLoops社会保険労務士法人
社員　渡村美奈子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十五億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十八年七月二十五日付官報の号外第一六三号七十三頁に掲載されています。

平成二十八年八月一日
東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター　アゼリア2特定目的会社
取締役　井出　清彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十六億四千六百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十八年一月二十九日付官報の号外第二十一号一七六頁に掲載されています。

平成二十八年八月一日
東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター　アゼリア2特定目的会社
取締役　井出　清彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五十一億四千二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十八年七月二十五日付官報の号外第一六三号六十六頁に掲載されています。

平成二十八年八月一日
東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター
厚木2ロジスティック特定目的会社
取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十四億七千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十八年七月二十五日付官報の号外第一六三号六十六頁に掲載されています。

平成二十八年八月一日
東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター　市川塩浜特定目的会社
取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億一千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十八年七月二十五日付官報の号外第一六三号六十六頁に掲載されています。

平成二十八年八月一日
東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター
深江浜ロジスティック特定目的会社
取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十八年八月十五日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告致します。

一、優先資本金の額の減少をする目的

A号優先出資（以下、「本件優先出資」といい、本件優先出資の保有者を「本件優先出資社員」という。）のうち、特定資産の売却、特定資産についての賃料収入又は消費税の還付等により生じた余裕金相当額を当社の流動化計画に係る業務の終了前に償還することで、当社が利用可能な資金をもって本件優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるために行う（以下、上記特定資産の売却又は消費税の還付その他当社が利用可能な余裕金を総称して「現金余裕金」という。）。

二、優先資本金の額の減少をする要件

当社の現金余裕金の範囲内で、取締役が当社の資産流動化計画に定める計算方法に従って本件優先出資の額の減少を決定することを要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期

本件優先出資の額の減少をする場合は、これを当社の現金余裕金が生じた場合で取締役が適切と認める時期に行う。

四、減少する優先資本金の額又はその算定方法

減少する本件優先出資の額は、(1)特定資産を売却した場合には、その売却代金から当該事業年度中に期限前償還すべき特定社債（もしあれば）及び特定借入れ（もしあれば）の額を控除した額、(2)確定申告により還付を受けることのできる消費税等の額、及び(3)特定社債要項の条件に従い積立等を行い、当社の維持に要する費用及び特定資産の管理・運営に要する費用を控除した後の余剰現金（以下「減資消却可能額」という。）の合計額を上限とし、取締役が決定する金額（但し、後記七に定める金額と同額とする。）とする。

五、優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数又はその計算方法

消却する優先出資の種類はA号優先出資とし、その口数は減資消却可能額を五万円で除し、その端数を切り捨てることにより得られる数を上限として、取締役が合理的に決定する数とする。

六、優先資本金の額の減少において消却する優先出資の消却の方法

取締役が決定する減少する本件優先出資金の額を、買い入れを希望する本件優先出資社員の中から本件優先出資一口につき金五万円で任意買入消却する。希望者多数の場合は、抽選によって決める。

七、優先資本金の額の減少において消却に要する金額又はその計算方法

消却に要する金額は、消却される本件優先出資一口につき金五万円となる。

八、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

A号優先出資

平成二十八年八月一日
東京都港区元赤坂一丁目一番七号
TD・DS特定目的会社
取締役　塩野　光二

訂正公告

平成二十八年七月七日（号外第一五一号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、乙の代表者「代表取締役　㐂村　剛」とあるは「取締役　㐂村　博」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年八月一日
京都市下京区堺町通五条上る俵屋町二〇五番地
（甲）株式会社京屋
代表取締役　西村　博
京都市下京区麩屋町通高辻下る鍵屋町二〇三番地マンション西村五〇一
（乙）有限会社剛
取締役　㐂村　博

訂正公告

平成二十八年七月十一日（号外第一五三号）掲載の株式会社ｅｂクリエイティブに係る解散公告中、「株式会社ｅｄクリエイティブ」とあるは「株式会社ｅｂクリエイティブ」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年八月一日

扱　店

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月二十九日付特第三三号
付政府調達第一四三号一〇

一二ページ●八月一日付第一七〇号九六ページ●同日
四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）